

豊橋市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第5号

豊橋市小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

豊橋市小・中学校体育施設の開放に関する規則（昭和51年豊橋市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>豊橋市立<u>学校</u>体育施設の開放に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、豊橋市における社会体育の普及及び振興並びに地域コミュニティ活動の推進を図るため、豊橋市立<u>小学校、中学校及び特別支援学校</u>の体育施設（体育館、武道場及び校庭をいう。）を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること（以下「<u>学校体育施設の開放</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用の申請手続等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の体育館使用券、武道場使用券</p>	<p>豊橋市立小・<u>中学校</u>体育施設の開放に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、豊橋市における社会体育の普及及び振興並びに地域コミュニティ活動の推進を図るため、豊橋市立<u>小学校及び中学校</u>の体育施設（体育館、武道場及び校庭をいう。）を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること（以下「<u>学校体育施設の開放</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用の申請手続等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の体育館使用券、武道場使用券</p>

及び校庭照明設備使用券は、豊橋市立学校施設使用料条例（平成22年豊橋市条例第10号。以下「条例」という。）別表に規定する使用料（以下「使用料」という。）の納付と引換えに交付を受けるものとする。

別表（第5条関係）

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 5月1日から7月31日までの平日の体育館及び武道場の開放時間は、午後6時30分から午後10時までとする（特別支援学校を除く）。

及び校庭照明設備使用券は、豊橋市立小・中学校施設使用料条例（平成22年豊橋市条例第10号。以下「条例」という。）別表に規定する使用料（以下「使用料」という。）の納付と引換えに交付を受けるものとする。

別表（第5条関係）

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 5月1日から7月31日までの平日の体育館及び武道場の開放時間は、午後6時30分から午後10時までとする。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

<p>豊橋市立学校体育館使用券</p> <p>※使用券の払戻しはしません。</p> <p>豊橋市教育委員会</p>

（注）「豊橋市立学校体育館使用券」の下部には午前用、午後又は夜間用の別及び使用券の金額をそれぞれ表示する。

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市立学校体育施設の開放に関する規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。